

会員の異動に係る留意点について

一般社団法人 埼玉県社会福祉事業共助会

会員が移籍（転職）する際、以下の全ての要件を満たしている場合は、加入を継続することができます。

要件①：共助会に加入している施設又は団体に移籍をすること。

要件②：移籍前後の施設又は団体の長が継続することを承認していること。

要件③：在籍月に空白が生じないこと。

特に、異なる法人への移籍に際しては、下記の留意点をご確認ください。

新規加入者がいる施設・団体様へ

異動の手続きは、規程上、新たな勤務先が必要な調整を行うこととされています。このため、共助会への新規加入者がいる場合は、異動の対象者に該当しないかをご確認の上、該当する場合には、必要な調整やお手続きをお願いします。

1 対象となる新規加入者

- (1) 加入前月まで共助会の会員であること
- (2) 貴施設・団体が異動による受け入れの意向があること

2 手続き

移籍元が異動に同意する意向があるかご確認ください。

同意する ⇒ 「継続職員異動届（様式6）」を、異動前後の施設・団体の連名で作成し、共助会へ提出してください。

同意しない ⇒ 異動はできませんので、通常の加入手続きを行ってください。

退職者がいる施設・団体様へ

退職者がいる場合は、異動の対象者に該当しないかをご確認ください。該当するが、移籍先（本人経由を含む）から申し出がない場合には、必要なお手続きをお願いします。

1 対象となる退職者

- (1) 移籍先が共助会に加入しており、本人が退職翌月から共助会に加入すること
※試用期間等があり、すぐに共助会へ加入しない場合は対象外
- (2) 貴施設・団体が異動について同意していること

2 手続き

移籍先に、異動を受け入れる意向があるかご確認ください。

意向がある ⇒ 「継続職員異動届（様式6）」に必要事項を記入し、移籍先へお渡しください。

意向がない ⇒ 異動はできませんので、通常の退職手続きを行ってください。